



2019年 4月 8日
第147号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣部

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申 第25号 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れを行う!

横 地 申 第 2 5 号
2 0 1 9 年 4 月 8 日

東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
支 社 長 廣 川 隆 殿

東日本旅客鉄道労働組合
横 浜 地 方 本 部
執 行 委 員 長 助 川 一 実

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れ

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」は、期限の1年を迎えようとしています。この間、労使での議論によって、時間外労働の削減や「36違反」の撲滅に向けた様々な取組みが実施され、「36協定」に対する現場での意識が高まってきていると感じています。一方で慢性的な要員不足によって「年休が入らない」「年休を取得しても休日出勤が増え、いわゆる買上げとなってしまふ」といった声が数多く出されています。今年4月からは「働き方改革関連法」が施行され、年次有給休暇の取得率向上や時間外労働の削減についても社会的な課題となっています。そのような中で、年次有給休暇の取得率を下げることは、社員のモチベーションの低下につながり、ひいては働き度に大きく影響しかねません。

また、今年2月から3月にかけて各職場で行われた、36協定等の締結当事者である過半数代表者の選出にあたって、「休職者の投票方法が不明確」「立候補者から投票用紙が手渡される」「管理者の前での投票で委縮する」「開票作業が確認できない」など、民主的及び公平・公正とは言い難い事象が報告されています。過半数代表者の選出にあたっては、不適切な手続きによって選出された場合、締結した協定等が無効になることから、厳正かつ公平に執り行われ誰もが納得感を得られる民主的な手続きによらなければなりません。今年度から労働基準法施行規則にも「使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」という条文が追記されるなど、過半数代表者の正当性が大きく問われています。

したがいまして、以下の通り申し入れますので会社の誠意ある回答を要請します。

記

1. 職場毎の時間外労働及び休日労働の実績、33適用実績を明らかにすること。また、1年間の系統毎の削減及び業務量の平準化に向けた取り組みの成果と課題を明らかにすること。
2. 職場毎の年次有給休暇の取得率（日数）を明らかにすること。また、年次有給休暇を失効する事象が発生していることから、原因を明らかにするとともに失効させない対策を講じること。
3. 労働基準法の改正により、2019年4月1日から「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられたが、具体的な取扱いを明らかにすること。特に新規採用者に対する取扱いについては本人の取得時季の意見を丁寧に聴取し尊重すること。
4. 過半数代表者の選出にあたっては、民主的な選挙手続きを行うこと。
5. 2019年5月1日以降の協約締結期間については、2019年5月1日から2020年4月30日までの「一年間」とすること。

年休は労働者の権利！過半数代表者は労働者の代表！以上
働く者の健康・ゆとり・働きがいがある職場を構築しよう！